

2 . 廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた 体制構築と社内ルール策定

廃棄物・リサイクルガバナンスを構築するためには、廃棄物管理担当部門が中心となって体制を構築し、自社の廃棄物等の処理・リサイクルに関する現状把握を踏まえた上で、処理・リサイクルに関する計画・目標の設定や社内ルールの策定を行うことが重要です。また、委託業者の選定・契約ルールの策定や委託に係る情報の整備、従業員への教育・啓発といったことや、日常の取組状況の情報集約とフィードバック、社内監査、外部へ発信する情報のとりまとめといったことにも対応していくことが求められます。さらに、事故等不測の事態に備え、万一の際に速やかな対応を取ることができる体制を構築しておくことも重要です。

本章では、廃棄物管理担当部門が廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けて取り組むべき事項について示します。

2.1 ガバナンス構築に向けた体制の確立

廃棄物等（廃棄物、有用物）の排出事業者（企業）は、廃棄物等の適正処理を推進するとともに3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するための組織体制を構築する必要があります。この際、経営者、廃棄物管理担当部門、現場の廃棄物管理担当者、さらには全従業員それぞれが「廃棄物・リサイクルガバナンス」を構築する重要性を認識し、明確な役割分担の下、情報共有を図っていく仕組みを体制の中に組み込むことが重要です。また、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の範囲に、協力会社・関連会社、取引先、廃棄物等の処理・リサイクル業者を含めていくことが重要であり、こうした関係者との連携体制を構築していくことも必要です。以下では、廃棄物等の適正な管理を推進するための組織体制を構築するためのポイントを示します。

1) ガバナンス構築に向けた社内体制

基本的な社内の組織体制として、本社において全社レベルでの廃棄物等の管理を担当する部門を決め、各部門の責任範囲と権限を定めることが必要です。

廃棄物管理担当部門は、廃棄物等の流れの全社的な把握、廃棄物等の減量化を含む計画策定、3R推進に向けた分別ルールの整備等を行っていく必要があります。

一方、各店舗・事業所は、それぞれ現場の廃棄物管理担当者を決め、廃棄物等の発生現場として、日常的な管理、実績の取りまとめ及び廃棄物管理担当部門への報告等を行っていく必要があります。

また、廃棄物等の管理に係る状況を定期的に監査する仕組みも必要です。

体制構築は、業種や企業規模等、各企業の特性に応じて行う必要があります。

(1) 社内体制の基本的考え方

廃棄物・リサイクルガバナンス構築へ向け、社内体制を確立する上で重要な視点として以下のようなことが挙げられます。

- ・（本社に）廃棄物管理担当部門を設置し、各店舗・事業所ごとに廃棄物管理担当者を配置します。
- ・廃棄物管理担当部門は、自社で排出される廃棄物等に関して、その管理に係るルールの策定、情報の集約、普及啓発等に関する実務を行います。
- ・廃棄物管理担当者は、廃棄物等の発生現場として日常的な管理、実績の取りまとめ及び廃棄物管理担当部門への報告等を実施します。
- ・組織に関するルール等を定め、廃棄物等の適正処理・リサイクル推進に向けた、それぞれの責任範囲と権限（廃棄物処理委託費用の決定権や処理・リサイクル業者の選定権等）を明確にします。

(2) 廃棄物・リサイクルガバナンスの構築に向けた全社委員会の設置

各事業部門が横断的に参加し、経営者が長となる、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築に向けた全社委員会を設置することも効果的な方法です。

全社委員会は、自社の経営活動に係る中長期計画を踏まえて、廃棄物管理担当部門が立案した中長期的な廃棄物管理計画を審議し、その結果を全社的に取り組むべき事項として決定します。

また、全社委員会は、事業部門をまたがる懸案事項に対して部門間の調整を行うほか、廃棄物管理担当部門が中心となって立案した廃棄物等に関する全般的な事項

(リサイクル・減量化、設備・原材料の選定、処理方法、委託契約に関するルール等)について審議を行います。さらには、現場から報告される問題点の指摘や改善提案に対して、採用の可否や、採用する場合には具体化の方策について審議します。全社委員会における審議事項は、例えば以下の通りです。

- ・廃棄物等の管理目標
- ・廃棄物等の管理計画
- ・廃棄物等の管理マニュアル
- ・分別排出等に係る教育マニュアル
- ・マニフェスト運用規定
- ・現場からの改善提案に対する会社としての対応 等

全社委員会においては、廃棄物等の適正処理リサイクルに係る事項のみならず、自社製品・サービスに係る 3 R の取組についても議論されることが望めます。

(3) 産業廃棄物処理責任者及び特別管理産業廃棄物責任者

廃棄物処理法第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業所ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。また、特別管理産業廃棄物を排出する事業所を設置している事業者は、事業所ごとに特別管理産業廃棄物責任者を置かなければなりません。

なお、産業廃棄物処理責任者を置くことが義務付けられていない事業者についても、現場ごとに廃棄物等の分別、処理・リサイクルの適正な管理を行うべき立場にある者を指定して責任体制を確立することを、条例で定めている自治体もあります。

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令（廃棄物処理法施行令第 2 条の 4）で定められている廃棄物であり、特定の廃油、廃酸、廃アルカリ、廃 PCB 等や PCB 汚染物、などが該当する。

(4) 監査の仕組み

廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る状況や目標の達成状況について、社内的な内部監査を行うことが重要です。

監査を行った結果は、報告書にまとめて経営層及び監査対象部門に対して報告します。なお、監査を実施した結果、改善余地がある場合には、報告書の中に改善すべき点を明示することが望めます。

2) 社内における効果的な双方向コミュニケーション

経営者は、全社に対して廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた経営理念を提示し、全社的な取組を進めていくことを明確に指示する必要があります。

これを受けて、廃棄物管理担当部門では、全社的なルールや計画・目標を策定し、各店舗・事業所ごとに配置された廃棄物管理担当者に伝達します。

各店舗・事業所ごとに配置された廃棄物管理担当者は、廃棄物等の発生現場における日常的な作業の状況や、事故が発生した際はその情報を取りまとめ、本社の廃棄物管理担当部門へ報告します。

これを受けて、廃棄物管理担当部門は、各現場の情報を集約し、廃棄物マネジメントの進捗状況について定期的に経営者に報告するとともに、各店舗・事業所に対しては改善すべき点等をフィードバックします。

また、廃棄物管理担当部門は経営者に対し、事故発生時にはその危機対応状況、通常時においては関連会社・協力会社における廃棄物マネジメントの状況について定期的に報告することが重要です。

部門間の連携や、情報共有の仕組み作りを行っていくことにより、効率的な双方向コミュニケーションを実践することができます。

(1) 廃棄物管理担当部門と経営者とのコミュニケーション

経営者は、「企業の社会的責任」、「資源の有効利用推進と循環型社会構築への貢献の重要性」、「廃棄物等に潜む企業経営リスク」について認識し、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築へ向けた基本理念の提示と全社的な取組の指示を行っていく必要があります。

一方、廃棄物管理担当部門は、経営者に対して以下のような事項を報告します。

廃棄物等の処理・リサイクルに係るリスクの重要性

企業にとって、廃棄物等の不法投棄等によるブランドイメージへの影響は重大事であり、それに伴う企業経営上の打撃や法令違反等を未然に防止することの重要性を経営者に説明します。また、廃棄物等の適正処理リサイクルを行うには、適切な人員と適切な処理料金を負担するための予算が必要であり、廃棄物管理担当部門は経営者に対して必要な人員及び予算を確保することの重要性を説明します。

事故発生に係る報告

不法投棄事件に巻き込まれた場合や事業所内の事故発生等、突発的な対応を求められる状況において、事故の内容や対応状況を速やかに報告します。

日常的な管理状況の定期的な報告

廃棄物管理担当部門は、経営者に対して、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築・運用の状況を定期的に報告する必要があります。

その内容は以下の通りです。

- ・ 廃棄物等排出量
- ・ 再資源化率
- ・ 目標の達成状況および改善すべき事項

- ・新たな目標の設定
- ・廃棄物等の処理・リサイクルに要するコスト 等

関連会社・協力会社における状況の報告

自社の廃棄物・リサイクルガバナンス運用状況の報告にとどまらず、関連会社・協力会社における運用状況を合わせて報告することにより、企業グループとして、より確かな廃棄物・リサイクルガバナンスを構築することが可能になります。

(2) 廃棄物管理担当部門と現場の廃棄物管理担当者とのコミュニケーション

廃棄物管理担当部門は、廃棄物等の適正処理・リサイクルに向けた計画・目標や社内ルールを現場の廃棄物管理担当者に対して伝えます。

一方、現場の廃棄物管理担当者は、廃棄物等の分別管理、委託業者の選定・契約・連携、マニフェストの運用等、日常的に行う事項について実績報告を行います。

現場の廃棄物管理担当者が具体的に報告すべき主な事項は以下の通りです。

- ・マニフェスト記載情報
- ・委託先事業者の処理・リサイクル方法
- ・分別排出状況
- ・日常管理を行っていく上で生じた疑問点や要望事項 等

(3) その他に推進すべきコミュニケーション事項

廃棄物等の処理・リサイクル技術、あるいは処理・リサイクル業者の動向に関する情報等については、各店舗・事業所の廃棄物管理担当者と廃棄物管理担当部門が情報を共有するための仕組みを整備することが重要です。

なお、廃棄物・リサイクルガバナンスの推進に向けた全社委員会には、製造、流通・販売など廃棄物等を発生する現場を抱える部門だけでなく、設計や原材料調達等の部門にも参加してもらうことが重要です。こうした部門が廃棄物等の管理を意識した事業活動を行うことにより、廃棄物等の排出量削減とともに廃棄物等の処理・リサイクル費用の削減にもつながることになり、抜本的な3Rの推進に大きく寄与することになります。

また、より効果的に3Rを推進するためには、廃棄物等の処理コストを各部門それぞれにおいて計上する等、各部門が処理コストを意識するような仕組みを作ることとも有効と考えられます。

3) 関連会社・協力会社等との連携

企業は、自社における廃棄物等の管理を徹底するとともに、関連会社・協力会社、調達先や販売先等の取引先といった幅広い関係者を対象範囲に含めた、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築を目指していくことが重要です。

幅広い関係者と連携することで、自社から排出される廃棄物等が不法投棄・不適正処理されるリスクを低減することができます。

関連会社・協力会社、調達先・販売先等の取引先では、それぞれ独自に「廃棄物・リサイクルガバナンス」の構築を目指した取組を実施していくことが重要ですが、企業が廃棄物等による自社の企業経営リスクを低減させるためには、これらサプライチェーン上の関係者の「廃棄物・リサイクルガバナンス」の取組状況を自社が主体となり見極め、場合によっては更なる取組を促すことも必要となります。

また、関連会社・協力会社、取引先と共同で3Rの推進に向けた取組を実施することや、廃棄物等の処理・リサイクル技術、あるいは処理・リサイクル業者の動向に関する情報等を共有することも有効であると考えられます。

4) 処理・リサイクル業者との連携

排出事業者は、より一層高いレベルで適正処理及び3Rの推進を図るために、廃棄物等の処理・リサイクル業者を廃棄物・リサイクルガバナンス構築のためのパートナーと認識し、連携を図ることが重要です。

具体的には、より良い分別の方法や処理・リサイクルの方法等について意見交換を行うこと等が望まれます。

また、排出事業者は、廃棄物等の性状、危険性等に関する情報を、委託先の処理・リサイクル業者に伝え、処理・リサイクル業者が安全に業務を遂行できる環境を確保する必要があります。

(1) パートナーシップ構築の重要性

廃棄物等を委託先の処理・リサイクル業者に引き渡すだけでは、排出事業者責任を果たしたことにはなりません。排出事業者は、廃棄物等の処理・リサイクル業者を廃棄物・リサイクルガバナンス構築のためのパートナーと認識し、意見交換の場を設けるといった取組を実施することが重要です。このように処理・リサイクル事業者との連携を強化することで、より良い分別方法や処理・リサイクル方法の実施が視野に入り、一層高いレベルで適正処理及び3Rを推進することができます。

(2) 取引のある廃棄物等の処理・リサイクル業者による協力組織の構築

廃棄物等の委託先とのパートナーシップを効果的に構築するため、取引先の処理・リサイクル業者により構成される協力組織を設置することも効果的です。

(3) 廃棄物等の処理・リサイクル業者との共同作業

通常自社内で取り決める作業手順やマニュアル・様式等を、委託先の処理・リサイクル業者と共同で作成することにより、取引先のノウハウを自社の廃棄物等の管理に活用するなど、処理・リサイクル業者との有機的な連携が可能になると考えられます。

(4) 廃棄物等の性状等に関する情報提供

処理・リサイクル業者は、作業時の安全性確保のため、あるいはより適切な処理・リサイクル方法の選択のため、受け入れる廃棄物等の性状等について情報を求めています。排出事業者は、廃棄物等の性状等を正確に把握し、処理・リサイクル業者に対して全面的に情報を提供する必要があります。

2.2 廃棄物等の流れの現状把握と目標・ルールの設定

業種や事業規模の違いにより、廃棄物等は多種多様なものが様々な量、性状、形態で排出されています。廃棄物等の排出、処理・リサイクルの実態を正確に把握することは、排出事業者が目指すべき方向(目標)を設定するための最も重要かつ基礎的な事項であり、委託業者との契約をより実態を反映した適正な内容とすることにも役立ちます。

1) 廃棄物等の流れの現状把握

業種や事業規模の違いにより、廃棄物等は多種多様なものが様々な量、性状、形態で排出されます。その排出実態を正確に把握することは、発生抑制、再利用及びリサイクルに向けた対応策を進める第一歩となります。

このため、排出事業者は、まず、自社の事業活動に関連して、いつ、どこで、どのような廃棄物等が、どの程度発生しており、どのように処理・リサイクルされているか、現状を把握する必要があります。

(1) 把握すべき項目

廃棄物等の分類ごとに、廃棄物等の発生、保管、収集運搬、処理・リサイクル、最終処分の各プロセスにおける量、頻度、場所、方法、行為者、(リユース・リサイクルの場合は)用途・販売先等を把握する必要があります。

(2) 把握すべき範囲

自社から排出される廃棄物等の流れの把握だけでなく、自社の事業活動に関連してサプライチェーン(資材調達、流通販売等の取引先企業)上で発生する廃棄物等(例えば、自社製品の梱包材、期限切れ品)や関連会社、協力会社の事業活動に伴い発生する廃棄物等まで、把握するよう努めることが重要です。

(3) 廃棄物等の分類

可燃物・不燃物といった分類では、廃棄物等の処理・リサイクルに向けた十分な対応策を検討、実施することは困難です。

業種により発生する廃棄物等の種類、発生状況が異なるため、排出事業者は、自社の廃棄物等の排出実態に合わせて、例えば以下に示すようにさらに細分化して把握するようにします。

廃棄物等の細分化の例

- ・発泡スチロール、廃ポリエチレンシート、塩ビ管...等
- ・製造工程から発生する鉄加工スクラップ、アルミ缶、スチール缶... など
- ・OA紙、新聞・雑誌、段ボール、紙コップ... など

(4) 現状把握のイメージ

各廃棄物等をどのように分別排出し、処理・リサイクルしているかについて現状把握を行うにあたっては、排出実態を詳しく把握している現場の情報を集約する必要があります。

廃棄物管理担当部門は、各現場の廃棄物管理担当者から廃棄物等の流れに関する現状報告を受け、排出状況、処理・リサイクル状況等について把握します。そ

の際、必要に応じて委託先の処理・リサイクル業者にヒアリングを行うようにします。

具体的には以下のような項目について把握する必要があります。

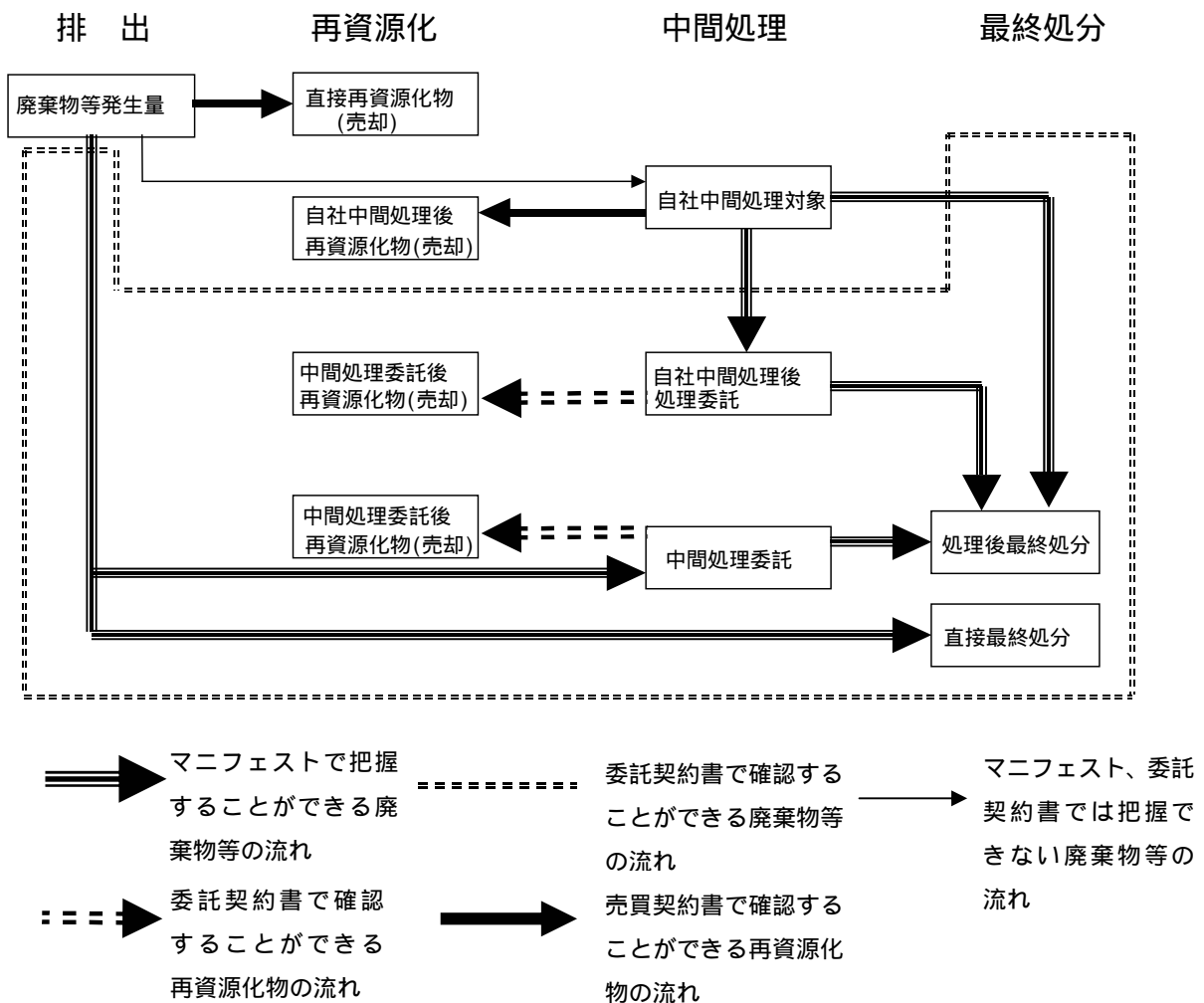
排出状況

- ・ 排出場所（店舗、事業所等）
- ・ 廃棄物等の種類
- ・ 排出量
- ・ 排出頻度
- ・ 現場担当者
- ・ 収集運搬の委託先 等

処理・リサイクル状況

- ・ 廃棄物等の種類
- ・ 委託量
- ・ 回収頻度
- ・ 収集運搬、中間処理、最終処分 of 各委託先
- ・ 処理・リサイクルの方法・技術
- ・ 焼却残渣、リサイクル物等
- ・ 最終処分量 等

参考として、廃棄物等の流れの把握形態について下図に示します。



(参考) 現状把握の効率的な方法

現状把握においては、多種多様な廃棄物等ごとに、自社(本社・事業所等)のみでなく関連会社・協力会社や取引先にも範囲を拡大して行うことが望めます。このため、廃棄物等の流れの把握には多くの関係者の協力を仰ぐ必要があり、できる限り効率的な方法(事前準備、情報共有等)で行うことが求められます。

調査票の設計

廃棄物等の流れを把握する上で、廃棄物管理担当部門は、適切な把握範囲の設定、適切な廃棄物等の分類を行い、調査票を設計する必要があります。その際、事業所ごとの業務内容や、これまでに本社あるいは現場で蓄積されていると考えられるマニフェストの記載情報、廃棄物等の処理・リサイクル業者への委託状況に関する情報等を把握しておくことが重要です。

なお、代表的なサンプル事業所を選択してプレ調査を実施し、現状把握上の問題点を抽出して、調査票に反映させることも有効です。

情報共有

以下のような情報を廃棄物管理担当部門と現場の廃棄物管理担当者が共有することにより、より効率的な現状把握が可能になると考えられます。

・マニフェストの記載情報

マニフェスト記載の情報の現状把握への活用方法が、現場の廃棄物管理担当者に示されるべきです。本社で一元的にマニフェストの運用・管理を行っている場合は、現状把握に関連するデータの現場の廃棄物管理担当者への提供も検討すべきです。

・廃棄物等の処理・リサイクル業者に係る情報

複数の事業所で共通の処理・リサイクル業者に委託を行っている場合、中間処理の方法、再資源化率、再資源化物の用途、処理コストなどの情報を共有することが、効率的な現状把握につながります。

また、事業所間で委託先が異なる場合にも、他の事業所が委託を行っている廃棄物等の処理・リサイクル事業者に関する情報を共有することも重要です。

その際、書式等を統一しておくことが効率的な情報共有につながります。

2) 目指すべき方向(目標)の設定

廃棄物管理担当部門は、廃棄物等の流れの把握結果を受け、排出事業者として目指すべき方向性と達成すべき目標を設定します。

この際、各現場での目標についても設定します。

なお、法律、条例で計画の策定が義務づけられている場合もあります。

(1) 具体的な方向や目標設定

自社の廃棄物等に係る現状把握を行った上で、廃棄物・リサイクルガバナンス構築に係る具体的な方向や目標の設定を行うことが重要です。

(2) 現場における目標設定

廃棄物等の流れを把握した結果から、各目標に対して、それぞれの現場がどの程度の目標を達成すれば、結果的に全社目標を達成できるのか、という指標を廃棄物管理部門から発信することが重要です。

全社で掲げた取組の方向性、目標をもとに、各事業所、店舗等といった現場における目標を設定します。

(3) 多量排出事業者

廃棄物処理法に基づき、一定量以上の廃棄物を排出する事業者(多量排出事業者)は廃棄物の減量等に関する計画を都道府県知事に提出し、計画の実施状況も報告しなければなりません。廃棄物処理法の多量排出事業者に該当しない事業者についても、条例により計画策定を義務づけている自治体もあります。

また、資源有効利用促進法に基づき、特定省資源化業種、特定再利用業種に属する事業者及び指定副産物を排出する事業者は、副産物の発生抑制または再生資源の利用促進に係る計画を作成する義務があります。

3) 処理・リサイクルに関するルールの策定

廃棄物等の処理・リサイクルに全社的に取り組むためには、社内ルールを策定し、廃棄物処理法の遵守や3Rを推進していく上で必要な事項や手順等を分かりやすく示すことが重要です。

具体的には、廃棄物等の管理に関するルールや分別排出に関するマニュアルを策定していくことが求められます。

(1) 規定すべき項目

廃棄物等の適正処理・リサイクルに取り組むための社内ルールには、以下のような項目が含まれるべきであると考えられます。

- ・ 廃棄物処理法等を遵守するために必要なポイント
- ・ 3Rを推進していくために必要なポイント（特に、分別排出の手順（廃棄物等の種類、出し方・置き方、保管場所等））

(2) 規定するための文書等

社内ルール等を定めるため、具体的には以下のような文書等を作成することが望ましいと考えられます。

廃棄物等の管理マニュアル

- ・ 社内における廃棄物等の管理体制・それぞれの責任分担ルール
- ・ 廃棄物等の保管に関するルール
- ・ 処理・リサイクル業者との委託契約に関するルール
- ・ 日常報告のためのルール
- ・ 事故発生時の対応ルール
- ・ 各種様式集（契約書、マニフェスト等） 等

現場の廃棄物管理担当者向け教育マニュアル

- ・ 法律に関する知識（遵法事項や罰則等）
- ・ 廃棄物等の処理・リサイクル業者との委託契約に関する事項
- ・ マニフェストの運用に関する規定 等

全従業員向けの教育マニュアル

- ・ 3Rを推進することの重要性
- ・ 3Rと分別排出との関わり
- ・ 分別排出の方法（廃棄物等の区分等） 等

マニフェスト運用規定

- ・ マニフェストの交付に関するルール
- ・ マニフェストの照合・確認に関するルール
- ・ マニフェストの保存に関するルール

2.3 処理・リサイクル業者の選定・契約及びマニフェストの運用

産業廃棄物の適正処理・リサイクルを実践していくためには、処理・リサイクル業者を適切に選定し委託契約を行っていくことが重要であり、そのためには必要な情報整備を図っていくことが重要です。

具体的には、廃棄物等の処理・リサイクル業者のチェックリストやマニフェストの管理等に関するルール策定などを行うとともに、処理業者にかかる情報を蓄積していくことが重要です。

1) 処理・リサイクル業者の選定・契約に関するルール策定

廃棄物等の処理・リサイクルの委託先を適切に選定し、契約するためには、適切な社内ルールを策定することが重要です。

選定の目安となるチェックリストの作成や、例えば、委託業者の選定のための社内資格を定めることにより、より効果的な委託先の選定・契約を行うことができます。

(1) 委託基準

産業廃棄物の委託基準については、廃棄物処理法第12条第4項及び同施行令第6条の2において以下のように定められています。

廃棄物処理法施行令第6条の2の内容（抄）

- 1) 他人の産業廃棄物の運搬または処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれている者に委託すること
 - 2) 委託契約は書面により行い、当該委託契約書には次に掲げる事項 についての条項が含まれ、かつ環境省令で定める書面が添付されていること
 - 3) 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から環境省令で定める期間（5年間）保存すること
- 3.2 6) 適切な契約書のあり方（契約の進め方）を参照

また、一般廃棄物の委託基準については、廃棄物処理法第6条の2第7項及び同施行令第4条の4において以下のように定められています。

廃棄物処理法施行令第4条の4

- 1) 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること
- 2) 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生にあつては、その運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、当該委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状その他の環境省令で定める事項を文書で通知すること。

なお、廃棄物の委託契約においては、以下のような事項についても、法令において定められています。

- ・委託業者との契約に関わる事項(収集運搬業者・処分業者各々と書面での契約を交わすこと(ただし、委託先が収集運搬業、中間処理業の双方の許可を有している場合は一括契約で可)等)
- ・再委託の(原則)禁止に関わる事項(廃棄物処理法第7条第14項、廃棄物処理法第14条第14項、廃棄物処理法第14条の4第14項)

(2)処理・リサイクル業者の選定

処理・リサイクル業者に関する情報収集

廃棄物等の処理・リサイクル業者との委託契約に関しては、以下のような調査を行い、処理・リサイクル業者に関する情報を収集します。

- ・自治体への照会
- ・処理リサイクル業者に関する許可、行政処分等に係る情報を収集します。
- ・書類調査

処理・リサイクル業者に対し書類提出を求め、その内容を確認します。確認することが望ましい項目は、例えば、業許可・施設許可、廃棄物管理体制、環境規制への対応、財務管理等が挙げられます。
- ・現地調査

廃棄物等の処理・リサイクル業者の施設等を訪問して、施設の状況、廃棄物等の処理・リサイクルの状況、書類(契約書、マニフェスト等)の保管状況等を確認します。
- ・周辺住民への確認

地域での評判、悪臭・振動・騒音等の有無等について、周辺住民に確認します。

なお、調査の方法として、自社で全てを行うことが難しい排出事業者の場合、廃棄物処理業者に関する調査を専門に請け負っている会社の調査代行サービスを活用すること等も考えられます()。

調査代行サービスを活用したとしても、排出事業者としての責任はあくまで自社にあることを認識する必要があります。

委託業者選定のための社内資格

委託業者を選定することができる社内的な資格制度について、ルールを定めることも効果的です。

これは、漏れのない現地調査やチェックレベルの平準化等を行うことが目的であり、また、ある程度固定したメンバーで現地調査等のチェックを行うことにより、調査結果のバラツキなどを防ぐこともできます。

このため、社内の資格制度を定め、座学や実地研修により調査員のスキル向上を図っている会社もあります。

(3)契約締結後のフォローアップ

処理・リサイクル業者との委託契約を締結した後も引き続き、契約時に確認した内容の通りに、継続して操業が行われていることを確認していく必要があります。

定期的に確認すべき事項としては、許可の期限、許可の更新時期、最終処分場の変更等が挙げられます。

特に、許可期限が迫った場合、許可の更新状況がどのようになっているかについて、委託先に確認することが必要です。許可失効後の処理業者に委託を行った場合、廃棄物処理法上の無許可業者への委託禁止違反に問われます。

また、委託先への現地調査を、契約後も年に1～2回程度の頻度で実施することが望まれます。

(4) 確認することが望ましいチェック項目の具体例

参考として、中間処理業者の選定評価にあたって確認することが望ましいチェック項目を次頁に例示します。

現在、環境省の産業廃棄物処理業優良化推進事業において、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準や評価基準に適合した処理業者を広く一般に公開する仕組みを検討しているところであり、「処理・リサイクル業者の選定」や「確認することが望ましいチェック項目の選定」にあたっては、その検討結果を活用することが望まれます。

表 中間処理業者の選定評価にあたって確認することが望ましい主要なチェック項目例

大事項	中事項	法令規定	チェック項目	チェック欄	確認方法					
					自治体	書類調査	現地調査	周辺住民		
許可	業の許可		事業の範囲に委託する廃棄物が記載されている 許可期限は取引期間中有効である							
	施設の許可		取り扱う産業廃棄物の許可を得ている処理施設か 対象施設の場合、施設の種類及び規模が法第15条で定める施設である							
施設	施設の状況		トラックスケールがある 廃棄物を取り扱う区域の地面が全て舗装されている 作業の多くを屋内で行う構造となっている 換気装置、集塵装置など防塵対策がなされている 敷地周辺に排水溝が巡らされている 排水がグリスストラップ、沈砂層を経て放流される構造となっている							
		施設内の運営状況		悪臭がしない 場内に廃棄物の飛散が見られない						
		施設外の状況		場外に廃棄物の飛散が見られない						
		保管施設		積替え又は保管場所の知事等の許可を取得している 保管形状（囲い等）は保管基準に合致している 積替保管場所を示す掲示がある 保管数量は受入可能数量に対して適切である（過大搬入がなされていない） 野外積上げされた廃棄物の高さは制限内である 許可外産業廃棄物が搬入されていない						
	廃棄物処理	受入廃棄物の管理		全ての廃棄物の受け入れに際して、持ち込まれた廃棄物の内容を確認している 受け入れ廃棄物が法令の規定にもとづき保管されている 廃棄物の保管区域が決められており、その境界が明示されている 保管区域外で保管されていない 堀よりも高く積み上げていない 再生利用のため、確実な分別等の方策が講じられている 受け入れ廃棄物の性状を分析できる体制がある						
			処理量の絶対値		年間処理量が処理能力等と比較して妥当である					
			処理能力		実際の処理が許可証の処理能力を超えていないことが確認できる					
			処理方法		当該産業廃棄物の処理方法に合致した施設である					
			処理残さの保管		処理後の廃棄物の性状にでらし必要なものについて屋根の下で保管されている					
残さ処分先の安定性			全ての回収資源の取引先が確認できる 焼却対象残さの処分先が安定的に受け入れ可能であることが確認できる 埋立対象残さを今後1年間は安定して処分できることが確認できる							
貯留設備			貯留設備は処理能力に応じ十分な容量がある 建設混合廃棄物を受け入れる場合、選別設備を有しているか							
運営の確認		行政指導		過去5年間に行政指導等があった						
環境対策		環境規制への対応		振動、騒音、悪臭の発生状況について問題ない 汚染防止のために排水設備並びに底面の不透透設備が設けられている 粉塵防止のための散水設備等が設けられている 排水で水質汚濁が起きていない 施設から排ガスを放出する場合は、国や自治体の規制基準を満たすことができる施設がある (焼却施設の場合)ダイオキシン類の濃度は基準値未満か						
			財務管理	経理事務		産業廃棄物処理部門の経理区分が明確に行われている 処理料金の原価を概ね説明できる 同一地域内において、同種業者と比較して処理料金が乖離していない 財務諸表が整備されている				
	経理的基礎					未処理廃棄物の処理に必要な費用を留保している 財政状況が債務超過に陥っていない				
	事務管理			契約書		全ての排出事業者に関して、書面による処理委託が締結されている 再委託を基本とした契約ではない 廃棄物処理法施行規則第8条の4第2項に規定する事項を満たした契約書を使用している 契約書を5年間保管している				
					マニフェスト		全ての産業廃棄物についてマニフェストを使用していることが確認できる 施行規則第8条の2に適合したマニフェストを使用している マニフェストを5年間保管している マニフェスト交付及び回付事務が適切に行われている 電子マニフェストを使用している			
帳簿 記録			廃棄物処理法施行規則第10条の8第1項に適合した帳簿を備えている 帳簿を5年間保管している 作業日報を毎日つけていることが確認できる							
危機管理	危機管理体制の構築		危機管理マニュアルを作成しており、職員が理解できている 緊急の場合の連絡体制が作られている 環境汚染や災害発生時に対応するために環境保険等への加入等の対応を行っている 非常訓練が定期的に行われている							
情報開示	情報開示の姿勢		各種記録、資料が準備されており、開示要求に速やかに応じている 財務諸表の開示に応じている 施設の内部が外部に対してオープンにされている 公害防止協定、環境保全協定を締結している場合は、それらを遵守している							
		地域住民との関係		地域住民との定期的な連絡会が行われている 施設反対の看板等が掲げられていない						
職員管理	職員の管理体制		職員カード等で勤務管理がなされており、また、職員の勤務体制が確立していること 職員の福利厚生が整備されている 職員の離職率が高くないこと							
		職員の士気・態度		来客の際、挨拶がしっかりできている 制服と制帽があり、身だしなみが整っている						
	教育		社内もしくは社外において、廃棄物に関する講習（法律、技術）を過去1年間に1回以上受講している 処理業を行う上で必要な資格者を雇用している、または資格取得のための教育を行っている							
		技術管理者		技術管理者が、常時場内にいる 技術管理者が施設の維持管理の業務に関し熟知していること						
	手順書		廃棄物の処理作業、機械の運転について定める手順書がある							
その他	役員等の士気		役員等が事業内容を全て把握しており、積極的に説明をすることができる 事業の目的・目標、経営理念を明確に発言できる							
	清潔保持		事務所、倉庫などの管理が適切に行われている							

2) 廃棄物等の処理・リサイクル業者情報の整備

排出事業者が処理・リサイクル業者を適切に選定するためには、委託先との良好なパートナーシップを構築することが重要ですが、それと同時に処理・リサイクル業者の情報をより多く収集することが重要です。

そのためには、自治体や処理・リサイクル業者等との情報交換を行っていくことが重要です。また、得られた情報を社内で共有し、効率的に活用・共有できる仕組みを構築することが重要です。

(1) 廃棄物等の処理・リサイクル業者に関する情報源

・自治体

許可情報や行政処分情報などについて確認することができます。委託先の選定前に問い合わせを行うことが望ましいと考えられます。

なお、産業廃棄物処理の業許可・施設許可及び一般廃棄物処理の施設許可については都道府県・保健所設置市・政令指定都市が、一般廃棄物処理の業許可については市町村が行っています。

・取引関係のある処理・リサイクル業者、および地域の産業廃棄物処理業界団体業界における通常の料金相場に関する情報や最新の業者情報を保有している可能性があります。

・排出事業者の同業他社

処理・リサイクル業者に関する情報交換等を行うことができます。ただし、大手の会社が委託している処理リサイクル業者が必ずしも優良業者であるとは限らないことに留意する必要があります。

・専門調査会社への委託

処理リサイクル業者に関する調査代行サービスを行っている会社も近年現れており、そのようなサービスを活用することも有効であると考えられます。ただし、調査代行サービスを活用したとしても、排出事業者としての責任はあくまで自社にあることを認識する必要があります。

排出事業者にとって、処理・リサイクル業者に関する情報を自ら収集することは重要なことですが、処理・リサイクル業者においては自社に係る情報を適切に提供することが期待されます。また、自治体においても、処理・リサイクル業者に係る情報を容易に入手できるような体制の整備が望まれます。

(2) 廃棄物等の処理・リサイクル業者に関する情報の活用方法

処理・リサイクル業者を適切に選定するためには、委託業者に関する情報を効率的に社内共有することが重要です。

そのためには、廃棄物管理担当部門に集約された情報を社内で効率的に活用できるよう、廃棄物管理担当部門と現場の廃棄物管理担当者との情報共有体制、現場間における情報共有体制を構築することが有効であると考えられます。

委託業者に関する情報は、上記のように自社以外から得られる情報の他、自社の現場において廃棄物等を日常管理していく上で蓄積される情報もあります。そ

のため、これらの情報を取りまとめるような登録様式、またはオンライン上の入力ルールを、廃棄物管理担当部門が策定することが求められます。

3) マニフェスト管理に関する規定の策定

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度は廃棄物処理法で義務付けられた制度であり、排出事業者が産業廃棄物の処理・リサイクルを委託する際に委託処理業者にマニフェストを交付し、処理終了後にその写しの回付を受けることにより、産業廃棄物が契約通り適正に処理されたことを、最終処分の段階まで確認する必要があります。

廃棄物管理担当部門は、まず使用するマニフェストの様式を決定し、交付する際の規定（交付できる者の資格や記載内容等）を策定します。

また、マニフェストの管理と期限内に回付されない場合の対応、照合・確認の徹底、虚偽の記載等があるマニフェストの回付を受けた場合の対応についても、社内規定において定めておくことが重要です。

さらに、照合・確認の結果、問題のないマニフェストについて、その保存場所や保存方法を定める必要があります。

なお、紙マニフェストの代わりに、マニフェストの管理をより確実に行うことが可能となる電子マニフェストシステムも利用可能であり、その活用を検討することが望まれます。

(1) マニフェストの準備・発行

マニフェストの準備は排出事業者自らが行います。

社団法人全国産業廃棄物連合会では、廃棄物処理法の規定事項に準拠したマニフェストを市販しています。この他業界団体などが独自に作成したマニフェストや個々の排出事業者が自社の産業廃棄物の発生状況等に対応して作ったマニフェストがありますが、廃棄物処理法の定める記載事項が含まれているか、よく確認してから使用する必要があります。なお、効率的な実績集計等を実施する観点から、同じ排出事業者（企業）内では同一様式のマニフェストを利用することが望まれます。

以上のような認識の下、廃棄物管理担当部門は、マニフェストの準備・発行について、使用するマニフェストの様式、受託先に対してマニフェストを交付する際の規定、発行後一定期間を経過して使用されなかったマニフェストの回付等の事項について社内規定を整備することが必要です。

(2) マニフェストの交付

排出事業者はあらかじめ自らが用意したマニフェストに、産業廃棄物の種類や量など必要事項を記入し、産業廃棄物とともに収集運搬業者に引き渡します。その際、産業廃棄物の分類ごと運搬先ごとに引き渡し1回につき1票のマニフェストを交付しなければなりません。

排出事業者がマニフェストを適正に交付せず、また、虚偽の記載のあるマニフェストを交付した場合、排出事業者には行政処分や罰則が科せられます。

従って、廃棄物管理担当部門は、マニフェストの交付について、マニフェストを交付できる者の資格を定め、マニフェストに記載する事項等について社内規定を整備することが重要です。

(3) マニフェストの管理と期限内に回付されない場合の対応

排出事業者は、廃棄物処理法が定める期限までにマニフェストの回付を受けなければなりません。B2票、D票、E票が全て返送されるまでのマニフェストについては、以下の事項等について、廃棄物管理担当部門が社内規定を整備することが重要です。

- ・回付期限が迫っている、あるいは過ぎているマニフェストに関する警告の発信方法
- ・回付期限が迫っている、あるいは過ぎているマニフェストがある場合の対応方策

特に、マニフェストの回付期限については、不適正処理リスクの低減の観点から、廃棄物処理法が定める期間よりも前に収集運搬業者、あるいは処理業者に対し、確認、指示、督促等を実施する仕組みを構築することが重要です。

回付期限が迫ることにより警告を発信する仕組みを、例えば社内イントラネット等のITツールに組み込むこと等により構築することも有効です。

表 マニフェスト（写し、B2票、D票、E票）の送付を受けるまでの期間

マニフェスト	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
・B2票、D票	交付の日から90日	交付の日から60日
・E票	交付の日から180日	交付の日から180日

(4) 照合・確認の徹底と虚偽の記載等があるマニフェストがある場合の対応

排出事業者に戻付されたマニフェストのB2票、D票、E票は、収集運搬、処理・リサイクルなどが委託契約通り、適正に行われているか照合・確認する必要があります。

戻付されたマニフェストの照合・確認については、以下の事項等について社内規定を整備することが重要です。

- ・マニフェストの回付先（排出事業者内で一元的に回付先を集約するか、排出現場か）
- ・戻付されたマニフェストの照合・確認を行う者
- ・具体的な照合・確認事項
- ・虚偽の記載等があるマニフェストがある場合の対応方策

廃棄物処理法において規定されている事項が記載されていないマニフェスト、あるいは虚偽の記載のあるマニフェストの回付を受けた場合には、自社から排出された産業廃棄物が不適正に処理処分された可能性があります。このため、収集運搬業者、あるいは処理業者に対し、確認、指示、督促等によって収集運搬、処理の状況を確認し、生活環境保全上の支障の除去や発生防止のために必要な措置を講じるとともに、その講じた措置等を廃棄物処理法に定められた様式に則り、30日以内に所管の都道府県等に報告しなければなりません。

排出事業者として記載内容の確認を怠り、「廃棄物処理法において規定されている事項が記載されていない」、「虚偽の記載がある」というような事態を放置し、収

集運搬業者、あるいは処理業者に対し、必要な確認、指示、督促等をしていない場合は、当該産業廃棄物が不適正処理や不法投棄された場合に、排出事業者にも支障除去等の措置命令の行政処分が科せられます。

(5)保存

照合・確認の上、問題のないマニフェストについては、以下の事項等について留意しつつ、適切に保存するための社内規定を整備することが必要です。

- ・マニフェストの保存場所（排出事業者内で一元的に保存するか、排出現場か）
- ・過去のマニフェストを速やかに参照できる保存方法（ファイリングの方法等）

マニフェストは産業廃棄物を委託した後、自社から排出された産業廃棄物の所在を確認する唯一のツールであり、集約管理し、いつでも参照できるような状態にしておくことが重要です。例えば、委託先の産業廃棄物処理業者が業許可を失効した場合に、既に当該業者に委託している産業廃棄物の状況を把握することができます。

2.4 ガバナンス構築に向けた教育・啓発活動

廃棄物等は企業における事業活動のあらゆる場面で排出されるものであり、廃棄物管理担当部門や現場の廃棄物管理担当者だけでは、廃棄物等の適正な処理・リサイクルを行うことは困難です。

廃棄物・リサイクルガバナンスを実現していくためには、廃棄物管理担当者及び全従業員に対して教育・啓発を行い、廃棄物等に関する各現場における意識の向上および処理・リサイクルのルールの徹底を促すことが重要です。

従業員教育により、廃棄物等の処理・リサイクルの流れや重要性がうまく社内に浸透すれば、全員参加型の廃棄物等処理体制を構築することができ、より高いレベルでの廃棄物・リサイクルガバナンスの構築が可能となります。

本節の内容の一部は、現場の廃棄物管理担当者も理解しておくことが望まれます。

1) 教育・啓発すべき項目

教育・啓発を行うべき項目としては、廃棄物等の処理・リサイクルに関する全社的な方針・目標、廃棄物等の分別の重要性、廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた心構えや各人が果たすべき具体的な役割、社内ルール等が挙げられます。

(1) 廃棄物等の処理・リサイクルに関する全社的な方針・目標

経営者から提示された廃棄物等の処理・リサイクルに対する理念を、単に対外的に発表するだけではなく、全従業員に浸透させることが必要です。また、廃棄物管理担当部門が策定した計画、目標についても、全従業員に周知することが重要です。その際、排出事業者にとって、廃棄物等の適正処理が法律により定められた義務であることを全従業員に対し、周知徹底することが求められます。

(2) 廃棄物等の分別の重要性

実際に廃棄物等を排出する従業員に分別の重要性を認識してもらうため、廃棄物等の分別がなぜ必要なのか、分別された廃棄物等がどのように処理・リサイクルされるのか示すことが重要です。その上で、現場の廃棄物管理担当者が策定した分別ルールに沿って各人が分別を行うように指導します。

(3) 各人の役割や社内ルール

廃棄物リサイクルガバナンス構築のための社内体制や社内ルールについて示すことを通じて、現場における廃棄物等の管理が適切に行われるよう指導することが望まれます。

2) 教育マニュアルの作成

排出事業者が従業員教育を行う上で重要なツールとなる、教育マニュアルを作成するためには、各配布対象に応じた記載内容を検討すべきです。

具体的には現場の廃棄物管理担当者向けと全従業員向けのそれぞれに記載内容を書き分けることが有効です。

現場の廃棄物管理担当者向けマニュアルの内容としては、法律に関する知識、委託契約に関する事項、マニフェストの運用に関する事項等が挙げられます。また、従業員に対して出すべき指示、各人の役割等についても上記事項と合わせて示すことが効果的です。

全従業員向けマニュアルの内容としては、全社の廃棄物等処理・リサイクルに係るルールや心構え、自社の廃棄物等分別ルール、各従業員の役割等が挙げられます。

(1) 現場の廃棄物管理担当者向けのマニュアル

現場の廃棄物管理担当者に対しては、特にコンプライアンス(遵法)という観点から見落としてはならない項目について示すことが重要です。また、現場の従業員に対して、どのような指示を出せばよいか、現場の廃棄物管理担当者や従業員の役割等についてもマニュアルによって示すことが効果的であると考えられます。

現場の廃棄物管理担当向けマニュアルの記載内容例は以下の通りです。

- ・ 廃棄物等処理・リサイクルガバナンス構築に向けた社内体制に関する事項
- ・ 法律に関する知識(遵法事項や罰則等)
- ・ 廃棄物等の処理・リサイクル業者への委託契約に関する事項
- ・ マニフェストの運用に関する規定
- ・ 日常報告のためのルール
- ・ 事故発生時のためのルール
- ・ 廃棄物等の処理・リサイクルに係る全社的ルール
- ・ 各従業員に出すべき指示
- ・ 各従業員の役割 等

(2) 全従業員を対象としたマニュアル

全従業員を対象としたマニュアルでは、現場で実際に廃棄物等を取り扱う場合に知っておくべき事項を中心に示す必要があります。適宜、イラストや写真などを活用し、分かり易く表現することが望まれます。また、講習会を開催するなど、従業員に対してマニュアルの内容を周知することが重要となります。

全従業員を対象としたマニュアルの記載内容例は以下の通りです。

- ・ 廃棄物・リサイクル問題に対する企業としての理念
- ・ 廃棄物等の分別排出・処理・リサイクルに係るルール
- ・ 分別種類ごとの廃棄物等の処理・リサイクルのされ方
- ・ 廃棄物等保管室のレイアウトや表示の意味
- ・ 3R推進へ向けた各人が果たすべき役割 等

3) 効果的な教育等の方策

排出事業者は、廃棄物等の取り扱いに係る方針や廃棄物等の分別管理の方法等について、効果的な教育等を行うことを通じて、分別管理や3Rの重要性に関する従業員の理解を得、かつ意識向上を図ることが重要です。

現場の廃棄物管理担当者、従業員に共通した教育方策としては、マニュアル等を活用したり、現場の視点から見た問題点の指摘やさらなる改善に向けた提案等を受けることが考えられます。

現場の廃棄物管理担当者向けの教育方策としては、社内排出場所や社外施設の視察、研修会の開催が考えられます。

(1) 現場の廃棄物管理担当者、従業員に共通した教育方策

研修会の開催

現場の廃棄物管理担当者、従業員に対する教育方策のひとつとして、研修会の開催が考えられます。

研修会の開催目的は参加者が誰であるかにより異なります。例えば、現場の廃棄物管理担当者を対象とする場合には、法令やマニフェストに係る事項について研修することを主要な目的とすべきです。また、全従業員を対象とする場合には、分別の重要性や分別に関する社内ルール等について研修することを主要な目的とすべきです。

教育マニュアル等の活用

研修会などと併せて教育マニュアルや小冊子を配布することは、教育効果を持続させるためにも有効であり、既に取り組んでいる企業も多いようです。

リサイクルキャンペーンの実施

研修会や教育マニュアルの配布を実施するとともに、廃棄物等の適正処理・リサイクルに関する取組のさらなる促進を行うために、リサイクルキャンペーンのような全員参加の取組を行うことも、従業員の意識向上につながり効果的であると考えられます。

3R推進に向けた取組に係る現場からの意見聴取

廃棄物管理担当部門からの一方向の「教育」ではなく、現場の視点から見た問題点の指摘やさらなる改善に向けた提案等を受けることも、教育の一環と位置づけられます。これにより、現場の自主性を高めるとともに、より現場に即した廃棄物等の管理に係る仕組みをつくることにもつながります。また、現場の廃棄物管理担当者と各従業員が協調して、本社への提案、要望事項を考える場となります。

(2) 現場責任者向けの教育方策

社内排出場所の視察

各店舗や工場における廃棄物等の発生現場や保管場所を、本社責任者と現場担当者がともに巡回し、廃棄物等の分別方法の改善に関するアドバイスを行うことや、保管や掲示に関するアドバイスを行うことも有効です。

社外施設の視察

社外の施設（処理委託先の廃棄物処理施設等）を視察し、自社から排出された廃棄物等がどのように処理・リサイクルされているかを視察し、分別等の重要性を確認することも有効です。

また、他社の廃棄物管理現場を視察することにより、優良事例を自社の廃棄物管理に採り入れることも可能になると考えられます。

(3) 従業員向けの教育方策

現場 OJT（職場内訓練）

・現場の廃棄物管理担当者による分別等の指導

現場の廃棄物管理担当者が、従業員に対して、実際に現場で分別の方法を示すことが望まれます。本社の廃棄物管理担当部門は現場の廃棄物管理担当者に対して OJT の必要性を説くとともに、場合によっては廃棄物管理担当部門から各現場に出向いて指導を行うことも必要と考えられます。

・職場集会の開催

新たな法律や分別等のルールに関する情報は、職場集会の開催等により、現場の廃棄物管理担当者から適宜、従業員に対して伝達することが望まれます。

掲示

廃棄物等の分類や処理リサイクルに関するポスター類を従業員の目に触れやすい場所に掲示することにより、従業員の意識を喚起することも重要です。

2.5 日常の取組に関する情報の集約と情報発信

廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る取組について、情報の集約や社内監査を通じて、その成果・実績を正確に把握し、自社の取組状況を社外に情報発信することが重要です。さらに、社外関係者の評価を踏まえて取組の改善を図り、自社の廃棄物・リサイクルガバナンスをさらに高度化していくことが重要です。

1) 日常の取組に関する情報の集約

日常の取組に関する情報の集約を行うにあたっては、現場における廃棄物等の管理状況を廃棄物管理担当部門が把握するとともに、現場に対して改善事項等を適切にフィードバックしていくことが重要です。

そのためには、廃棄物管理担当部門が現場の廃棄物管理担当者と連携するための情報共有の仕組みを構築することが望まれます。

(1) 日常の取組に関する情報の共有、情報の集約

廃棄物管理担当部門は、電話、FAX、E-mail等を用いて、現場の廃棄物管理担当者から情報を得て、現場における状況を日常的に把握することが重要です。改善すべき事項が発見された場合や、現場からの指示を仰がれた場合は、廃棄物管理担当部門から現場の廃棄物管理担当者に対して適宜指示・助言を行います。

また、集約した情報については、経営者に定期的に報告する仕組みを構築することが望まれます。

(2) 把握すべき情報

廃棄物管理担当部門と現場の廃棄物管理担当者が共有すべき日常管理に関する情報としては、以下のような項目が挙げられます。

- ・ 処理・リサイクル業者への委託量
- ・ 処理・リサイクル業者の処理・リサイクル方法
- ・ 分別排出状況
- ・ 日常管理を行っていく上で生じた疑問点 等

(3) 現場からの報告頻度

現場の廃棄物管理担当者から廃棄物管理担当部門に対する報告の頻度は、各現場における廃棄物等の排出状況・収集頻度に応じて決まります。

例えば、食品業界など腐敗性がある廃棄物等を多く排出する事業所では、処理・リサイクル業者の出入りが毎日行われると考えられ、廃棄物管理担当部門に対して(2)で挙げたような事項について高い頻度で報告することが望ましいと考えられます。

(4) 実績集計

廃棄物管理担当部門は、現場の廃棄物管理担当者から各廃棄物等種類別の排出状況や処理・リサイクル量等の状況に関する報告を受け、その実績を集計します。また、その際に不具合等が見つかった場合には、現場の廃棄物管理担当者に対して適切な是正指示を出すことが求められます。

(5) 本社からのフィードバック

廃棄物管理担当部門は、現場の廃棄物管理担当者からの日常管理に関する情報を集約し、改善すべき事項、目標達成の進捗率等について、現場にフィードバックすることが重要です。

例えば、廃棄物等の排出量が当初予測に比べ大量に発生している場合、その旨を現場の廃棄物管理担当者に通知し、改善のための方策の検討を現場に指示することも考えられます。

また、例えば、再資源化率、処理委託量、社内減量化量、再資源化量の月別データを本社及び現場ごとに作成するグラフにプロットし、期初設定した目標に対する進捗率について、現状どのような状況にあるかを各現場に対して通知することも効果的です。

(6) 現場間における情報共有

現場間で情報共有すべき項目としては、以下のような項目が考えられます。この際、各現場がより効果的な取組を採用できるよう、現場間の連携体制を構築することも、廃棄物管理担当部門にとって重要な事項です。

- ・ 分別回収の方法
- ・ 採用している処理・リサイクルの方法
- ・ 委託先の処理・リサイクル業者に係る情報 等

(参考) 全社的情報インフラの構築による実績集計

廃棄物等に関連する情報を全社的な情報インフラで管理することにより、速やかなデータ検索、全社ベースでの実績集計を行うことができます。

このようなシステムで管理可能なデータとしては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 廃棄物等の発生状況
- ・ 廃棄物等の分別管理の状況
- ・ 処理・リサイクル業者への委託に係る状況
- ・ 処理・リサイクル業者に係る情報
- ・ マニフェスト管理に係る情報 等

2) 社内監査の進め方

廃棄物等の適正処理・リサイクルの取組について定期的に社内監査を行い、取組を評価することが望まれます。

社内監査においては、監査内容、監査員の資格制度、監査対象、監査時期等、社内ルールを策定することが望まれます。

また、社内監査の結果、計画を見直すべき点や現場での改善事項がある場合に、廃棄物管理担当部門や現場の廃棄物管理担当者へフィードバックする仕組みを整備することも望まれます。なお、現場の視点からの問題点の指摘や改善に向けた提案に対して、これに適切に対応する体制を整備することも重要です。

さらに、社内監査の結果、取組や達成度が優れていると評価される現場に対しては、さらなる取組を推進するために、社内表彰制度を創設する等により、インセンティブを付与することも重要であると考えられます。

(1)社内監査

監査内容

社内監査を行う内容として以下のような事項が考えられます。

- ・分別の状況
- ・現場管理の状況
- ・社内で策定した計画の達成状況
- ・技術レベルの確認
- ・処理委託の管理状況及び遵法状況 等

監査員の資格制度

社内監査レベルや社内監査の位置付け向上等の効果が得られるため、内部監査員の資格制度を定めることが望まれます。

監査員には、廃棄物管理担当部門の担当者および現場の廃棄物管理担当者が就くことが望まれます。

監査対象

本社のみならず、グループ企業等関連会社も対象に含めることが望まれます。

ただし、関連会社が多数に上る企業においては、例えば各関連会社が数年に一回監査を受けるように、毎年の監査対象を限定することも考えられます。

監査時期

各年度の計画に対する達成状況フォローできる時期に年1回程度行われることが望まれます。また、監査時期については、次期の計画に反映することができるよう調整することも望まれます。

(2)監査結果のフィードバック

内部監査結果の経営者への報告と現場へのフィードバック

廃棄物管理担当部門は、現場の廃棄物管理担当者から日常的に報告されるデータと年1回の内部監査により得られる現場の状況を照合し、各現場における期初計画の達成状況を把握した上で、経営者に報告します。

廃棄物管理担当部門は、経営者による評価、大枠の改善指示を受けて、各現場に改善指示および次期計画を連絡し、監査結果の現場へのフィードバックを行います。

フィードバックのタイミング

現場で気付いた点については監査時に具体的な改善提案を行うものとし、その後は各監査対象における内部監査結果と付き合わせる等により、著しくルールを遵守できていない点等の改善事項を報告します。

従って、フィードバックのタイミングは、各監査対象の監査を一巡した後となります。

フィードバックの内容

各現場にフィードバックする内容としては、以下のような事項が挙げられます。

- ・現場における改善推奨事項
 - …例) 分別排出方法の改善、帳票類の管理状況
- ・社内で策定した計画についての指摘事項
 - …例) 最終処分量の削減目標の遵守状況

なお、各現場における取組状況を集約した結果を比較検討した上で、優良事業所での取組状況を全社に発信し、取組が不十分な事業所に適切な指導を行うことなども重要です。

フィードバックの流れ

廃棄物管理担当部門は、監査結果について現場にフィードバックする内容を決定し、現場の廃棄物管理担当者に報告します。現場の廃棄物管理担当者は、職場集会等を通じて、現場の各従業員に監査結果を報告することが望まれます。

現場の視点からの問題点指摘や改善提案への対応体制の整備

廃棄物処理・リサイクルの取組に関して、現場の視点からの問題点の指摘や改善に向けた提案等を従業員等から受けた場合に、適切に対応できる社内体制を整備しておくことが望まれます。

(3) インセンティブ付与

取組状況や目標の達成度が優れている現場に対してインセンティブを付与するため、廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る社内表彰制度を創設することも考えられます。

また、社外の表彰制度（例えば環境関係団体が実施主体になっている表彰制度）に会社として応募することも同様に有効であると考えられます。

3) 社外とのコミュニケーションの促進

排出事業者は、自社製品・サービスに係る3Rの取組のみならず、自社の廃棄物等の処理・リサイクルに向けた取組を、社外の関係者に情報発信することが重要です。

情報発信の相手先となる社外の関係者は、顧客・消費者、取引先、投資家、地域社会と様々であり、それぞれに応じて情報発信すべき内容と発信媒体を検討することが重要です。

なお、社外の関係者から自社の取組に対する評価を得て、それを踏まえた改善を行い、さらにはその改善内容について再度関係者に情報発信することにより、社外との双方向コミュニケーションの円滑化を図り、自社の廃棄物・リサイクルガバナンスの高度化に繋がることが求められます。

(1) 顧客・消費者に対する外部発信

外部発信すべき内容

企業にとって顧客・消費者とは、自社の製品やサービスを提供する相手先であると同時に、環境問題への取組を含めた自社の取組状況を評価する存在であり、理解と協力を得るべき重要な存在でもあります。

そのため、顧客消費者に対して自社の取組状況を発信することが重要であり、その内容として、以下のような事項等が考えられます。

- ・ 自社製品・サービスに係る 3 R の取組（リサイクルの手法や進捗状況等）
- ・ 廃棄物・リサイクルガバナンス構築に向けた方針・内容及び進捗状況
- ・ 不法投棄・不適正処理の防止策（不法投棄・不適正処理に関係した場合は、事案の状況と再発防止策）

自社製品の処理・リサイクル業者に対しても、製品の設計・製造等に係る 3 R の推進に向けた取組について情報発信することが重要です。

発信媒体

顧客・消費者に対して効果的に情報を発信するためには、以下のような媒体を活用することが有効であると考えられます。

・店舗での掲示

店舗にポスター等を掲示することにより、自社製品・サービスに係る 3 R の取組のみならず、排出事業者による廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る取組状況について、消費者に対し情報発信します。

・ホームページやマスメディアの活用

広く、自社の取組を紹介するには、ホームページや、新聞（広告）、テレビなどのマスメディアを活用することも考えられます。新聞（広告）やテレビ（広告）は、顧客・消費者へ与える影響は大きい一方、伝達できる内容は限られます。他方、ホームページの場合は、自らの取組を詳しく説明することができます。

・環境報告書

環境報告書を活用し、自社製品・サービスに係る 3 R の取組のみならず、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築状況や廃棄物等の処理・リサイクルの状況を示すことが効果的と考えられます。

(2)取引先に対する情報発信

発信すべき内容

取引先を含めた、幅広い関係者と連携することで、自社から排出される廃棄物等が不法投棄・不適正処理されるリスクを低減することができます。このため、取引先に対して、廃棄物処理・リサイクルに関しての自社の計画・取組の内容及び進捗状況を具体的に伝えることにより、取引先の協力を引き出すことが重要です。

取引先に対して発信すべき内容として以下のような事項が考えられます。

- ・ 廃棄物等の処理・リサイクルに係る計画・取組とその進捗状況
- ・ 廃棄物等の処理・リサイクルに係る取組として、どのような部分に注力しているのか（重点的に対策を講じようとしている廃棄物等やリサイクル方法等）
- ・ 不法投棄・不適正処理に関係した場合は、事案の状況と再発防止策

等

発信媒体

に挙げたような情報を発信するためには、以下のような媒体を活用すること

が有効であると考えられます。

- ・取引先向けの協力依頼文書

取引先に対しては、「当社はこのような廃棄物等減量化等の対策を行っているため、このような協力を得たい」ということを示した文書を作成することが望まれます。

(3)投資家に対する情報発信

発信すべき内容

環境や社会面に配慮した事業活動を行う企業に対する投資行動が広がりを見せつつある中、投資家からも、自社の廃棄物処理・リサイクルに係る取組に対して理解を得ることが重要です。このため、自社の廃棄物・リサイクル問題について以下のような取組を発信していくことが考えられます。

- ・企業における廃棄物等の処理・リサイクルに係る取組の基本方針の位置付け
- ・廃棄物等の処理・リサイクルに係る計画・取組とその達成度合い 等

発信媒体

に挙げたような情報を発信するためには、以下のような媒体を活用することが有効であると考えられます。

- ・環境報告書

環境報告書を活用し、廃棄物・リサイクルガバナンスの構築状況や廃棄物等の処理・リサイクルの状況を示すことが効果的と考えられます。

- ・ホームページやマスメディアの活用

ホームページや新聞、テレビなどの媒体を通じて、自社の廃棄物・リサイクル問題に対する取組状況をアピールすることが効果的と考えられます。

(4)地域社会に対する情報発信

発信すべき内容

排出事業者は、地域における循環型社会構築の一翼を担っている主体として、自治体、地域住民、地域の関連会社・協力会社等に対して、3R推進に向けた取組を進めていることを伝えていくことが重要であり、以下のような事項を発信することが考えられます。

- ・廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る企業方針
- ・廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る全社の目標、計画
- ・廃棄物等の適正処理・リサイクルに係る体制構築の状況
- ・各地域の現場（事業所等）における廃棄物等の処理・リサイクルに係る計画・取組
- ・上記計画・取組の達成度合い 等

発信媒体

このような情報を発信するためには、以下のような媒体を活用することが有効であると考えられます。

- ・ サイトレポート

排出事業者の各店舗・事業所・地域単位での取組については、全社的な環境報告書に加え、その地域における事業所等の具体的な取組を紹介したサイトレポートも有効です。

- ・ 現場見学の実施

地域における循環型社会を構築していくためには、自社が実際にどのような取組を行っているかについて、地域における関係者からの理解を得ることが重要です。そのためには、実際にその取組を行っている現場を見学してもらいながら、自社の取組内容を説明することも有効であると考えられます。

排出事業者からの情報の受け手となる自治体においては、その報告を適切に受け止め、地域レベルでの循環型社会構築へ向けた施策に反映することが望まれます。

(5) 市場・社会からの評価を踏まえたより良い改善

排出事業者は、自社の取組を地域社会に対し情報発信するとともに、各関係者からの評価を得ることにより、より良い改善を図ることが可能になります。

また、情報発信を受けた相手においても循環型社会構築に向けた取組を促進させることが可能になります。

2.6 廃棄物等に係る企業経営リスク・罰則と事故対応

廃棄物の処理やリサイクルを委託する場合は、必ず廃棄物処理法による許可を受けた廃棄物処理業者に、法の定める基準に従って委託することが必要です。無許可業者への委託が法律違反であることは言うまでもなく、処理・リサイクル業者の不適切な選定・契約によっても、不適正処理や不法投棄事件に巻き込まれ、法律違反に問われる可能性があります。

廃棄物処理法をはじめとする関連法制度の違反による罰則の適用や社名公表は、ブランドイメージの低下等を通じて企業経営に影響を及ぼす可能性があり、排出事業者としては法違反が起きないように未然防止に努める一方、万が一の場合速やかな対応を取ることができるよう、危機管理体制を構築しておくことが重要です。

1) 企業経営リスクとしての廃棄物処理・リサイクル問題

企業は、廃棄物等の処理・リサイクルを実施するにあたって、廃棄物処理法等の法律を遵守する必要があります。委託業者の不適切な選定・契約や、一旦契約した委託業者の処理・リサイクル状況をフォローアップしないことには、様々なリスクが潜んでいることを認識しておくことが重要です。

廃棄物処理法違反に伴い、場合によっては排出事業者の社名や違反内容等が公表される場合もあります。

特に、排出事業者が法令違反等を犯しやすいポイントには、委託先の許可の失効による無許可業者への委託、マニフェストの運用違反等が挙げられます。

また、イベント等で発生する展示品廃棄物や不良品・在庫品の廃棄物は、処理・リサイクルに係る体制構築の徹底を図ることが難しいため、留意することが重要です。

(1) 廃棄物処理法の違反による排出事業者への影響

罰則

廃棄物処理法の違反に対して懲役や罰金等の罰則が科せられます。特に、両罰規定により、法違反の実行者が従業員であっても、法人に対して罰則が科せられることになるため、従業員に対し法令遵守の重要性を日常的に喚起しておくことが重要です。

企業経営に与える影響

排出事業者が処理・リサイクル業者の不適切な選定・契約を行い、当該廃棄物等が不適正処理・不法投棄された場合には、廃棄物処理法により排出事業者に対して支障除去等の措置命令が出され、社名等が公表される場合があります。こうした場合、単に費用面での問題だけではなく、社名等の公表による企業ブランドイメージの低下が考えられ、企業経営にも影響を与えることが懸念されます。

公表事例

平成11年に発覚した青森・岩手県境の大規模不法投棄事案では、排出事業者の社名が公表され、新聞報道される事態に至りました。また、自治体によっては、廃棄物処理法に関するこれまでの行政処分の履歴を公表している自治体もあります。

例えば、東京都のホームページでは、過去の行政処分情報を確認することができます。

(<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/syobun/index.htm>)

ここでは、以下に示すような情報が公開されています。

- 1 . 被処分者の名称・住所
- 2 . 処分内容
- 3 . 履行期限
- 4 . その他、行政処分までの経緯・放置された産業廃棄物、等

(2) 廃棄物等の処理・リサイクルを巡るリスク

廃棄物等の処理・リサイクルを巡り、排出事業者自らが法令違反を犯したり、また、委託先等による不適正処理不法投棄事案に巻き込まれたりしやすいケースと、その対応のポイントとして代表的なものを以下に示します。

委託先の処理・リサイクル業者の許可の失効・取り消し等

廃棄物等の収集運搬処理の許可を持っていない業者に委託することは論外ですが、これまで廃棄物等の収集運搬・処理を委託してきた業者の許可が失効になる、取り消しになるといったケースも考えられます。

このため、委託先の許可が失効、取り消し等になっていないか定期的に確認するとともに、違反事件等に関わりがないか、都道府県等に確認する必要があります。

また、こうした事例に遭遇した場合に廃棄物等の委託先を失い、その処理に困ることのないように、普段委託する会社とは別の委託先を確保しておく等の備えが重要と考えられます。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）の不交付、管理違反

マニフェスト（産業廃棄物管理票）は産業廃棄物を引き渡す際に交付するだけでは、排出事業者としての責任が完了するわけではありません。期限内にマニフェストが収集運搬業者、中間処理業者から返送されていることを確認し、記載内容について問題がないかどうか照合・確認する必要があります。また、一定期間の保管も排出事業者には義務づけられています。

マニフェストが期限までに返送されないこと自体は排出事業者の責任ではありませんが、返送されないまま放置し、収集運搬業者、あるいは処理業者に対し、必要な確認、指示、督促等をしていない場合は、当該産業廃棄物が不適正処理や不法投棄された場合に、排出事業者にも支障除去等の措置命令等の行政処分が科せられます。マニフェストの回収期限については、不適正処理リスク低減の観点から、廃棄物処理法が定める期間よりも前に収集運搬業者、あるいは処理業者に対し、確認、指示、督促等を実施する仕組みを構築することが望まれます。

委託先、関連企業、流通ルート等からの廃棄物等の流出

自らは廃棄物等の管理を適切に行っているにも関わらず、不法投棄の現場から、自社から排出されたかのような廃棄物等が発見されることがあります。この場合、以下のようなケースが考えられます。

- ・ 関連企業、協力企業が、自社（本社）から仕事を受注している間に排出した廃棄物等が不正ルートに流出している
- ・ 流通ルート上で、自社の製品や梱包材が廃棄された後の廃棄物等が不正ルートに流出している 等

不適正処理・不法投棄に巻き込まれないようにするためには、自社内は言うまでもなく、処理・リサイクルの委託先や関連企業・協力企業、調達先・販売先の企業とも連携し、不適正処理・不法投棄事案に巻き込まれないように協力していくことが重要です。

処理リサイクルの体制構築が徹底されていない部門により排出される廃棄物等
通常の事業活動に伴い、排出される廃棄物等に関しては、管理の目が届きやすい状況にあります。以下のようなスポット的に発生する廃棄物等については、廃棄物管理担当者を配置しておらず、処理・リサイクルに係る適切な体制が構築されていない部門により排出されることがあるため、このような廃棄物等に対する処理手続きを定めておくことが望まれます。

・ イベント等で出展する展示品廃棄物

展示品廃棄物については、展示スペースの施工業者が廃棄物等の処理・リサイクルを引き受けることが多いのが実態ですが、出展企業も排出者責任が問われる可能性があるため、施工業者に対し、廃棄の際にどのように処理を行うのか確認し、不十分な場合には適切な指導を行うことが求められます。

・ 販促物

販促物については、大量かつスポット的に製造され、多くが未使用のまま廃棄されることもあるため、日常的に排出される廃棄物等とは異なる手続きで処理されることも多いと考えられます。

・ 不良品・在庫品

不良品・在庫品についても、販促品と同様に、日常的に排出される廃棄物等とは異なるパターンで排出される可能性があります。

有用物として売却されたもの

有用物として売却した場合にも、不適正処理につながらないように、リサイクル等を委託する相手を適切に選定するとともに、ものの流れを確認する必要があります。

具体的には、委託先で適正にリサイクルが行われているか、また委託先から海外に有用物として売却されている場合に、現地で適正にリサイクルされているか、不法投棄等につながないか等について、十分に確認することが必要です。

2) 廃棄物処理法における罰則

廃棄物等の適正な処理・リサイクルを推進する上で、排出事業者は廃棄物処理法を遵守しなければなりません。廃棄物処理法は、排出事業者が最低限守らねばならない事項を定めたものです。

廃棄物処理法違反を起こしてしまった場合にどのような罰則を受けるのか、排出事業者は正しく認識しておくことが重要です。

(1) 廃棄物処理法における排出事業者の違反行為

廃棄物処理法での主な違反行為は下記の通りです。違反行為に対しては、厳しい罰則があります。

- ・無許可業者への廃棄物等の処理の委託
- ・法の定める基準に適合しない委託契約の締結
- ・法の定める方法以外の処理
- ・マニフェストの不交付、虚偽記載
- ・行政の措置命令に従わず、必要な措置を執らないこと 等

(2) 廃棄物処理法における罰則規定

廃棄物処理法においては、第五章の第25条から第33条にわたって罰則が規定されています。

次頁の表に示すように、廃棄物処理法の違反行為を犯した者には以下のような罰則が科せられます。

- ・3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金またはこの併科
- ・5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金
- ・30(50)万円以下の罰金
- ・1億円以下の罰金(産業廃棄物の不法投棄の場合)

表 排出事業者（排出事業者としての中間処理業者を含む）に対する罰則

違反行為（廃棄物処理法条文）		違反行為の内容	罰 則（廃棄物処理法条文）	
措置命令違反	第 19 条の 5 第 1 項 第 19 条の 6 第 1 項	行政の措置命令に関わらず必要な措置を行わなかったこと	5 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金	第 25 条第 1 項第 3 号
無許可業者への委託禁止違反	第 12 条 3 項 第 12 条の 2 第 3 項	無許可業者へ産業廃棄物等の処理を委託したこと		第 25 条第 1 項第 4 号
廃棄物の不法投棄	第 16 条	産業廃棄物等をみだりに捨てたこと		第 25 条第 1 項第 8 号
委託基準違反 再委託基準違反	第 12 条第 4 項 第 12 条の 2 第 4 項	産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたって、基準に適合しない委託を行ったこと。産業廃棄物等の委託を受けたものが、再委託を行ったこと	3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はこの併科	第 26 条第 1 項第 1 号
廃棄物焼却禁止違反	第 16 条の 2	法に定められた方法以外で産業廃棄物を焼却すること		第 26 条第 1 項第 8 号
管理票交付義務違反、 虚偽記載、記載義務違反	第 12 条の 3 第 1 項 第 15 条の 4 の 5 第 2 項	産業廃棄物管理票を交付しない、または必要な事項を記載しない、虚偽の記載をしたこと	50 万円以下の罰金	第 29 条第 1 項第 1 号
管理票写し保存義務違反	第 12 条の 3 第 5 項	送付を受けた産業廃棄物等管理票の写しを 5 年間保存しなかったこと		第 29 条第 1 項第 5 号
電子管理票虚偽登録	第 12 条の 5 第 1 項 第 15 条の 4 の 5 第 2 項	排出事業者が電子管理票を登録する場合において、虚偽の登録をしたこと		第 29 条第 1 項第 7 号
帳簿記載義務違反 帳簿不備 帳簿虚偽記載 帳簿保存義務違反	第 12 条第 11 項 第 12 条の 2 第 12 項	帳簿を備えず、若しくは虚偽の記載をしたこと。または、保存をしなかったこと	30 万円以下の罰金	第 30 条第 1 項第 1 号
特別管理産業廃棄物管理 責任者不設置	第 12 条の 2 第 6 項	特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなかったこと		第 30 条第 1 項第 4 号
必要な報告義務違反、 虚偽報告	第 18 条	行政が産業廃棄物等の処理等について報告を求めたにも関わらず報告をしないか、又は虚偽の報告をしたこと		第 30 条第 1 項第 5 号
立入検査又は廃棄物の収 去の拒否妨害忌避	第 19 条第 1 項 第 19 条第 2 項	行政の立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと		第 30 条第 1 項第 6 号
両罰規定 (法人に対して)	(第 25 条第 8 号)	法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、左記罰則規定に該当する違反行為をして処罰されたとき、その事業主である法人または個人も行為者と同罪の罰金刑を科するというもの	産業廃棄物の不法投棄は 1 億円の以下の罰金	第 32 条第 1 項第 1 号
	(上記を除く第 25、26、28～30 条)		各本条の罰金	第 32 条第 1 項第 2 号

3) 廃棄物等の取扱いに係る事故対応

排出事業者は、廃棄物等の処理・リサイクルを巡る事故を未然に防ぐとともに、万一、事故が発生してしまった場合に備えて、緊急時の速やかな対応方法や組織体制について定めておくことが重要です。

迅速かつ適切な対応により、事故に伴う影響を最小限にすることができます。

(1) 事故対応の流れと対応事項

初期行動

排出事業者にとって不測の事態が生じた場合、最初に事実関係の確認を行う必要があります。

・警察又は行政から不法投棄の疑いで連絡があった場合

廃棄物処理法に違反した契約やマニフェスト管理を行っていたか否かを、契約書、マニフェストで確認するとともに、処理・リサイクル業者、関連会社や協力会社、調達先、販売先の企業等へ問い合わせを行い、事実関係を確認することが必要です。

その結果を踏まえて、具体的な対処方法を決定します。

・委託先の処理・リサイクル業者に行政処分が行われた場合

契約関係及びマニフェスト返却状況の確認を行うとともに、委託先の処理・リサイクル業者において処理未了の廃棄物等の処理方法を検討します。

そのためには、契約書、マニフェストの管理、処理・リサイクル業者との連絡体制の構築といった日常的な管理を徹底し、上記のような不測の事態に対しても適切な初動をとることができるようにしておくことが重要です。

対処活動

・警察又は行政から不法投棄の疑いで連絡があった場合

事実関係を確認した結果、自社に廃棄物処理法等の法令違反が認められない旨を確認できる場合には、警察又は行政に対して、調査結果を早急に提示し、自社に法令違反がなかったという報告を行います。

ただし、自社に法令違反が認められる場合には、行政に対し自社の過失範囲、復旧計画を速やかに報告するとともに、各関係者に対し事実関係の説明を行うことが重要です。

・委託先の処理・リサイクル業者に行政処分が行われた場合

マニフェストが返却されていない廃棄物等が確認された場合には、それらの廃棄物等が現在どのように処理されているかを確認するとともに、(当該廃棄物を取り扱った収集運搬業者等に確認)、委託先の処理・リサイクル業者において処理未了の廃棄物については、予め別途確保しておいた業者への委託に切り替えます。

情報開示

自社が廃棄物処理法等の法令違反を行い、不適正処理・不法投棄につながった場合には、行政だけでなく、各関係者に対しても速やかに説明責任を果たし、今

後どのような対策をとるのかを明らかにすることが望まれます。また、構内での事故によって、周囲への環境汚染が発生した場合も同様の対応が望まれます。

逆に、自己に廃棄物処理法等の法令違反がないことが確認された場合についても、経緯などについて説明を行う場を設けることが考えられます。特に、不法投棄事件のように社会的影響が大きい場合や、周辺住民等に生活環境上の影響が及ぶ可能性がある場合等には、社外に対し状況を適切に伝えることが望まれます。

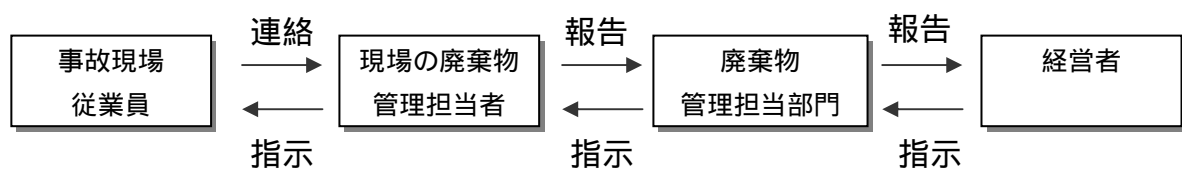
社外対応の際に伝えるべき内容としては以下のような事項が考えられます。

- ・ 事故等の内容（発生日時、内容、等）
- ・ 自社がとった措置内容
- ・ 今後の方針 等

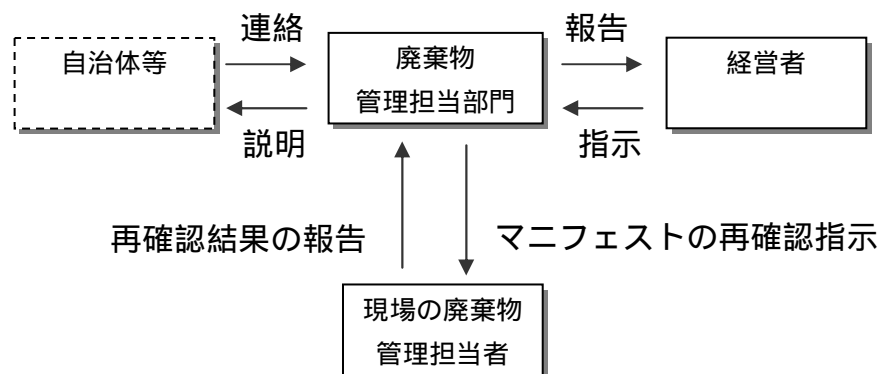
(2) 情報流通体制

不法投棄、突発事故等の、不測の事態は全社に影響が及ぶ可能性があり、現場の廃棄物管理担当で情報を止めず、廃棄物管理担当部門、さらに経営者へと情報を流通させていくことが重要です。

経営者や廃棄物管理担当部門は適宜対応策を指示するとともに、対応後、タイミングを見計らって、全従業員に対して再発防止策を周知し、同様の事故が生じないよう徹底することが重要です。



構内作業における事故対応の場合



不法投棄等による緊急対応の場合